

## 防犯外灯設置等補助金交付取扱基準

### (目的)

第1条 この基準は、夜間における犯罪の発生を防止して、公共の安全に資することを目的として、自治会が自らの負担において、新設・修繕（以下「設置等」という。）を行った防犯外灯の費用に対して財団法人四日市市まちづくり振興事業団が行う一部補助につき、防犯外灯設置等補助金交付要綱（平成21年4月1日制定）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 防犯外灯の定義は以下に掲げるとおりとする。

(1) 電力会社と公衆街路灯Aとして契約しているもの

(2) その他、財団法人四日市市まちづくり振興事業団理事長（以下「理事長」という。）が認めたもの（地区市民センター館長が確認のうえ、防犯外灯として認める旨の意見書を付したものに限り）

### (補助対象)

第3条 この補助金の交付対象は、自治会が自らの負担で前年度の1月1日から当該年度の12月31日までに設置等を行った防犯外灯で、消費税を含めた一灯当りの工事費用（以下「設置等費用」）が5,000円以上のものとする。ただし、設置等費用が5,000円未満のものであっても、自動点滅器の取替・修繕を行った場合には、2,000円以上のものを補助対象とする。

2 上記期間に、複数回の修繕を行った場合においては、1回分のみ補助対象とする。

### (補助金の交付額)

第4条 この補助金の交付額は、設置等費用の2分の1（端数が生じた場合は、100円未満切り捨てとする。）とし、一灯につき14,000円を限度とする。ただし、第3条のただし書きによるものについては、一律1,000円を補助するものとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付申請は、地区連合自治会単位で行うものとし、地区連合自治会の代表者（以下「申請者」という。）は防犯外灯設置等補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(1) 防犯外灯設置等報告書（第3号様式）

(2) 防犯外灯設置等内訳明細書（第4号様式）

(3) 工事施行業者の領収書又はそれに代わる書類（写し）

(4) 設置等費用が確認できる書類(工事明細書等)

(5) 防犯外灯新設箇所位置図

(補助金の交付決定通知)

第6条 理事長は、前条の申請に基づいて内容を確認し、適正であると認めるときは、防犯外灯設置等補助金交付決定通知書(第6号様式)により、申請者に通知するものとする。ただし、理事長は必要に応じ条件を付することができる。

(補助金の請求)

第7条 申請者は、前条の決定通知書を受け取ったときは、防犯外灯設置等補助金請求書(第8号様式)を提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 理事長は、前条の請求に基づき、速やかにその補助金を交付するものとする。

附 則

この基準は、制定の日から施行し、平成21年度分より適用する。